平成２５年（フ）第６１号
大分市明野西１丁目２番５―519号
債務者　長岡　信一
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
滋賀県守山市守山６丁目14番21号
債務者　渡部　利樹
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肱岡　勇夫
4　破産債権の届出期間　平成25年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６号
大津市柳川１丁目１番28号
債務者　平井　久代
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田村　愛
4　破産債権の届出期間　平成25年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１号
宮崎県都城市郡元町3245番地48
債務者　安行　岳人
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第８６２号
大阪市西区江戸堀２丁目７番32―901号
債務者　三村　喜則
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平川　良仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６２号
大阪府吹田市新芦屋上23番Ｂ―203号
債務者　伊與　英明
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６５号
大阪市旭区高殿７丁目11番５号
債務者　蒲生　敏男
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６９号
大阪府東大阪市新上小阪１番10―７号
債務者　酒巻　康夫
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７６号
大阪市東成区中道２丁目８番４号
債務者　吉本こと　権　　光夫
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　靖昌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８５号
大阪市住吉区我孫子東３丁目２番25号　コーポＹM21―802号
債務者　牧田　一正
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８号
福岡市南区大楠３丁目３番19号
債務者　山下　貴子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一瀬　悦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２５９号
大阪府豊中市蛍池北町２―５―10―413
債務者　山下　泰則
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一瀬　悦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４号
秋田県横手市増田町増田字石神67番地５
債務者　佐藤　文昭
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１８号
静岡県富士市中丸191番地の11、前住所静岡県富士市鮫島441番地の１
債務者　稲穂　弘之
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３１号
函館市美原４丁目30番39号
債務者　佐藤　良浩
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
函館市本通４丁目29番７号
債務者　中村　惠子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
函館地方裁判所